

令和 年 月 日

理事（学務・社会共創担当） 殿

団 体 名 _____

代表者氏名 _____ 印

学 籍 番 号 _____

電 話 番 号 _____

顧問職員名 _____ 印

（自署・押印または顧問職員が確認したことが分かる書類を添付）

課外活動再開計画申請書

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため原則禁止されている課外活動について、下記のとおり課外活動の再開に向けた計画を作成しましたので、申請します。

本申請書に記載の「遵守事項」等に違反したときは、活動を中止します。

また、感染症対策に関する大学の指示・決定に従います。

記

1. 団体代表者は「対面での課外活動再開のための講習～新型コロナウイルス感染症対策～」を受講（ しました ・ していません ） ←いずれかに○を付けてください。
2. 活動再開が必要な理由（記入欄が足りない場合は任意様式にまとめること。以下同様。）
3. 活動計画
別紙1のとおり。
4. 新型コロナウイルス感染症対策
5. 緊急連絡体制

1. 遵守事項

- ① メンバー全員が感染拡大防止に対して、当事者意識と強い責任感を持つこと。
- ② 遵守事項に従わないときは、全面的に活動禁止に戻す場合がある。
- ③ 学内外での活動は合わせて原則週2回までとする。このうち学内での活動は週1回を原則とする。1回の活動は2時間までとし、学生支援課と相談してスケジュールを決める。また、同時間帯に同一の体育施設を利用できるのは1団体のみとする。学内での活動の場合、更衣室やシャワー室の使用は認めない。
- ④ OB、OG等、外部の方の活動参加は、当面の間控えること。
- ⑤ 大会等で宿泊を伴う場合は、5名以上数での会食、複数人が一室に就寝することは控えること。
- ⑥ 課外活動の再開を許可されていない場合でも、大会等のオンライン上でのエントリーは可とする。
- ⑦ 課外活動共用施設の使用は、必要な物品の搬出作業等に限り、可とする。
ただし、対面での活動を許可されていない団体が使用する場合、または対面での活動を許可されている団体が時間外に使用する場合については、使用する日の窓口事務取扱日3日前までに「課外活動共用施設臨時使用申請書」を学生支援課へ提出すること。
- ⑧ 武道館トレーニング室の使用は3密回避の観点から当面不可とする。
- ⑨ 対面での活動再開後、新入生の活動参加は可とする。
- ⑩ 活動中は感染防止の3つの基本（身体的距離の確保、マスクの着用^{*1}、手洗い）や「3密」（密集、密接、密閉）の回避を徹底する。
- ⑪ 体育施設を使用する際は、入口に設置された手指用消毒液及び非接触式体温計で適宜消毒・検温を行ってから活動すること。また、複数人で共用する物についても消毒に努めるとともに、タオルや水分補給時のボトルなどは個人持ちとし、複数人で使い回しをしないこと。
- ⑫ 活動終了後は、濃厚接触を徹底的に避け、大人数（概ね5名以上）での食事等は禁止する。

※1 十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがあるので、運動中は、換気の整った屋内や屋外で、身体的距離が2m以上確保できている場合は、必要に応じてマスクを外すこともできる。

2. その他の留意事項

- ・団体の代表者は、活動当日の参加者の体温、体調の異常等について記録し、団体で保管し、学生支援課が求めた際は速やかに提出すること（別紙2）。
同等以上の内容であれば、任意様式でも可とする。
- ・課外活動届、体育施設課外活動使用届等の必要な書類は、別途提出すること。

別紙1 (活動計画)

年 月分 団体名：

代表者氏名：

電話番号：

活動日・時間	活動内容	施設名及び住所	参加人数	課外活動共用施設 使用の有無
___日 () : ~ :				有 ・ 無
___日 () : ~ :				有 ・ 無
___日 () : ~ :				有 ・ 無
___日 () : ~ :				有 ・ 無
___日 () : ~ :				有 ・ 無
___日 () : ~ :				有 ・ 無
___日 () : ~ :				有 ・ 無
___日 () : ~ :				有 ・ 無
___日 () : ~ :				有 ・ 無
___日 () : ~ :				有 ・ 無
___日 () : ~ :				有 ・ 無
___日 () : ~ :				有 ・ 無
___日 () : ~ :				有 ・ 無

※この別紙1で学内体育施設の予約はできません。別途「体育施設課外活動使用届」等を提出してください。

※活動計画は月ごとに作成し、月の初回の活動の1週間前までに学生支援課へ届け出ること。
また、変更があった場合は届け出ること。

※協会、連盟が主催する公式大会に参加する場合は、大会の内容が分かるパンフレット等を添付すること。

※各競技団体や使用する学外施設が作成した感染対策に関するガイドラインや注意事項等を添付すること。

